

鴨川市総合運動施設ネーミングライツパートナー【特定公募型】募集要領

1 目的

鴨川市ネーミングライツ導入ガイドライン【特定公募型】に基づき、市が所有する施設に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を事業者に付与することを通じて、その対価として市の新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することにより、施設の維持管理及び市民サービスの継続的な提供を目的としてネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 ネーミングライツ事業の概要

（１）ネーミングライツ制度について

本市の所有する施設等に愛称を付与させる代わりにネーミングライツを取得した企業等から対価として、金銭又は役務等の提供を得る制度です。

（２）愛称の使用

市が作成するホームページ、印刷物等において愛称を積極的に使用します。ただし、本市条例等で定める施設等の名称は変更しません。また、ネーミングライツ及び付帯する権利は他者に譲渡・貸与することはできません。

（３）付帯権利

施設の設置目的及び本来の用途を妨げない範囲で施設内での商品PR、企業等のホームページ等でパートナーであることを宣伝することができます。ただし、施設内での商品販売、営業活動場所としての利用はできません。

3 ネーミングライツの対象施設等

（１）対象施設と所在地

鴨川市総合運動施設 鴨川市太尾866番地の1

施設1 野球場・ソフトボール場・投手練習場

施設2 文化体育館

施設3 陸上競技場

施設4 サッカー場

上記、4施設の個別募集を行い、全体を指す「鴨川市総合運動施設」については、募集いたしません。

なお、複数施設を一体的に提案する場合は、提案募集型として受け付けます。この場合、双方の共通認識を図るため、事前相談が必要となります。

(2) 希望契約金額

予定価格を設定いたします。ただし、非公開といたします。

(3) 契約期間

3年以上 10年以下

4 愛称

(1) 要件

市民が親しみやすく、呼びやすい愛称であること。また、著作権、商標権等の知的財産権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られていることを条件とします。それらに関する紛争等が生じた場合は、応募者側の責任と費用において解決するものとし、市は責任を負わないものとします。

(2) 愛称とすることができないもの

ア 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ 政治、選挙活動及び宗教活動に関するもの

エ 人権侵害、名誉毀損または各種差別的な表現に関するもの

オ 意見広告及び名刺広告に関するもの

カ 風俗営業、商品先物取引及び貸金業に類するもの

キ 第三者の著作権、財産権及びプライバシー等を侵害するおそれのあるもの

ク 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

ケ 施設の設置目的または所在地を誤認させるもの

コ その他市長及び審査委員会等が不相当と認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則契約期間内において愛称の変更はできないものとします。ただし、パートナーの社名変更等の特段の事情がある場合は、協議のうえ、その可否を決定するものとします。

(4) 正式名称の併記

利用者の利便性を図る観点から、正式名称を併記する場合があります。

5 ネーミングライツに係る費用負担

市とパートナーの費用負担は、下表のとおりです。

負担区分	市	パートナー
導入の対価		○
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が作成するホームページ及び印刷物等の表示変更	○	
パートナーが作成するホームページ及び印刷物等の表示変更		○

※1 敷地内外の看板等の表示変更は、市及び関係機関（千葉県等）との協議が必要となります。また、必ずしもすべての看板等の表示変更をしなければならないというものではありません。

※2 印刷物は、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議のうえ決定します。

6 パートナーの資格

（1）ネーミングライツ事業の趣旨に賛同し、パートナーとなることを希望する民間企業及び NPO 法人等の法人格を有する団体であり、提案申込書等を提出した者に限ります。（個人は不可。）

（2）次に該当する事業者は、対象外とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当する者

① 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

② 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

③ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者または提出書類の提出時点において前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 参加申込時点において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成17年鴨川市告示第10号）に基づく指名停止措置の期間中である者

ウ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

エ 鴨川市暴力団排除条例第2条の規定に該当する者またはその構成員の統制下にある団体及びそれらの利益となる活動を行う者

- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員に該当する者
- カ 法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税、市税等の滞納がある者
- キ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、鴨川市または他の地方公共団体から指定を取り消された者（指定管理者の指定取り消し、その取り消しの日から2年を経過しない者）
- ク 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的に競合する者
- ケ その他パートナーとして適当と認められない者

7 申込み方法

（1）現地見学

現地見学の申込は、随時受け付けいたします。現地見学申込書（様式第1号）を作成のうえ、建設経済部スポーツ振興課までメール等により提出することとします。申込書が提出された後に調整し、メール等で見学実施日時を通知いたします。

（2）質問受付

質問等がある場合には、質問書（様式第2号）を作成のうえ、建設経済部スポーツ振興課までメール等により提出することとします。なお、審査にかかる質問については応じないものとします。質問書が提出された後、質問文に回答を付して市ホームページに公表するとともに、メール等で質問者に回答します。

8 提出する書類

（1）提出書類

- ア 鴨川市ネーミングライツパートナー提案申込書（様式第3号）
- イ 誓約書兼照会同意書（様式第4号）
- ウ 団体概要書（様式第5号。団体の所在地、決算の概要等を記載）
- エ 決算関係資料（直近3年間の財務諸表 貸借対照表、損益計算書等）
- オ コンプライアンス規定に関する書類（定款、社内規則等）
- カ 社会貢献活動等の実績を示した書類（A4任意様式）
- キ 知的財産権の使用承諾に関する書類（知的財産権のある名称を使用する場合。任意様式）

（2）提出部数

正本 各1部（社印及び代表者印を押印したもの）

（３）提出期限

提案の受付期間は、随時とします。また、最初の提案申込の提出があった日から１月間を公募期間とし、他の企業等から提案を受け付けます。なお、提案申込に伴う公募期間の終了日時は、市ホームページ等で情報を公開します。

公募期間以後は、提案の受付を行いません。

（４）提出場所

〒296-0014 千葉県鴨川市太尾866番地の１

鴨川市建設経済部スポーツ振興課（総合運動施設交流棟内）

（５）提出方法

持参または郵送（公募期間終了の際、郵送の場合は提出期限必着を条件とします。）

（６）提案にあたっての留意事項

ア 提案申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案申込等の提出に関する費用は、事業者の負担とします。

（７）提案申込後の辞退

提案申込書提出後に取りやめる場合は、提案辞退届（様式第７号）を持参または郵送により建設経済部スポーツ振興課へ提出してください。

９ 書類等審査

提案受付後、応募者から提出された提案書類及び愛称案について、各種要件等を満たしているか審査を行います。この時点で、愛称の使用禁止事項等に抵触するおそれのある提案を選別し、審査委員会での審査対象としない場合があります。

10 選定方法

パートナーの選定は、所管課の書類審査を通過した者を対象として、プレゼンテーション方式によるものとし、鴨川市総合運動施設ネーミングライツパートナー選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が下記項目について総合的に評価し、その結果を基に市長がパートナーとなる事業者を決定します。また、応募者が１社の場合も、委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

審査項目	評価の視点	配点
愛称案	親しみやすさ、わかりやすさ 施設の設置目的やイメージとの調和など	20
社会貢献等	鴨川市への地域貢献等、市と関りがあるか 応募者の掲げる社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画など	20
経営安定性	事業計画書、決算報告書による経営状況 ネーミングライツ料の支払能力など	10
契約期間	契約期間は妥当か（原則3年以上）	20
契約金額	提案価格は妥当か	30

11 審査委員会

（１）開催日時及び会場

公募期間の終了後、応募者にメール等で審査委員会の開催日時及び会場について通知いたします。

（２）プレゼンテーション

審査委員会におけるプレゼンテーションは、応募事業者が提出書類に基づき、愛称案や契約金額等の内容に関し、15分以内（時間の配分は、提案者の自由とする。）で実施するものとし、その後、質疑応答（15分以内）を行います。ただし、応募事業者の数により、時間を調整する場合があります。

なお、当日は主たる業務担当者3名以内の出席とします。審査委員会参加報告書（様式第6号）を提出してください。

（４）準備するもの

プロジェクター(EPSON EB-E01)、及びスクリーン(KIKUCHI GML-100W, スクリーンサイズ：W 2,100mm×H 1,524mm)、HDMIケーブル(500cm)は本市で用意しますが、プレゼンテーションにおいて使用するパーソナルコンピューター、その他必要な資料については、提案者において準備してください。

（５）優先交渉権者の選定方法

提出書類とプレゼンテーションの内容等を評価項目に基づき点数化し、その合計点数により各事業者の順位を付け、合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者として選定します。

なお、選定後、その事業者が辞退または失格となったときは、次位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

ただし、委員全員の合計評価点が満点の6割に満たないときは、優先交渉権者として選定しません。（応募事業者が1者である場合を含む。）

12 審査結果の通知及び公表

審査結果（優先交渉権者としての選定の有無）について、全ての応募者に文書にて通知します。審査の結果、選定基準を満たすものがない場合は、パートナーを選定しないこととします。なお、審査の経過及び結果についての問合せ、異議等は一切受け付けません。

市は優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、双方が合意し、正式に契約を締結した後、契約内容（パートナーの名称、施設の愛称、契約金額等）について、市のホームページ等で公表します。

13 ネーミングライツ料の納入時期等

ネーミングライツ料は、年額によるものとし、市長が定める期日までに年度ごとに一括で納入するものとし、契約期間が年度途中から始まる場合または年度途中で終了する場合は、月割り（1月未満は1月とする。）で按分計算します。なお、月割り計算により、1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てます。

納付可能な場所は下記のとおりです。

千葉銀行	房総信用組合	千葉興業銀行	安房農業協同組合
京葉銀行	東日本信用漁業協同組合連合会	館山信用金庫	
市役所・支所・出張所・ふれあいセンター			

14 契約の更新及び解除

（1）契約の更新について

愛称が頻繁に変更されることで市民等へ混乱を生じさせるおそれがあることから、現パートナーに優先交渉権を付与します。パートナーは、契約期間更新の意向がある場合、契約期間満了日の90日前までに市に対し、更新協議の実施を申し出ること。更新の意向がない場合は、契約期間の満了までに原状回復にかかる期間及び市へ返還する期日等を協議のうえ、決定します。なお、施設の老朽化または本市の施策等による施設の廃止等が予定されている場合は、廃止予定時期等を考慮し、契約期間を決定します。

（2）契約の解除

災害その他の不可抗力等、パートナーの責めに帰さない事由により契約を解除した場合は、必要な措置を実施後、ネーミングライツ料を返還するものとし、返還すべき金額は、愛称使用開始日（2年度以降は4月1日とする。）から契約解除を行うまでの期間（1月未満は1月とする。）分のネーミングライツ料（1円未満切り捨て）を差し引くものとし、なお、パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージを著しく損なわれるおそれが生じた場合、市は契約期間終

了をまたず契約を解除することができるものとします。なお、当該事由により契約を解除した場合は、原状回復に必要な費用等はパートナーの負担とする。また、既に納入されたネーミングライツ料は返還しません。

15 応募先

〒296-0014 千葉県鴨川市太尾866-1（総合運動施設交流棟内）

鴨川市建設経済部スポーツ振興課 担当：庄司・吉田

TEL : 04-7093-5111 FAX : 04-7093-5112

メールアドレス : sports@city.kamogawa.lg.jp